

「宿泊応援キャンペーン 2025 春」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、のと里山空港発着便を利用する搭乗者の旅行費用の軽減を図ることにより、地元利用の促進に寄与することを目的とする。

(実施期間)

第2条 本キャンペーンの実施期間は、令和7年3月5日から令和7年5月31日までとする。

(対象者)

第3条 本キャンペーンの対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する個人とする。

- (1) 輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、津幡町、内灘町（以下、「対象地域」という。）に住所を有する個人
- (2) のと里山空港発着の定期便を往復で有償搭乗する個人
- (3) 第7条の規定により指定する旅行事業者（以下、「指定旅行会社」という。）との間で、旅行業法の定めによる募集型企画旅行又受注型企画旅行、若しくは手配旅行の契約を締結する個人

2 前項第3号の旅行に係る費用の全部又は一部が官公庁の公金及び団体・法人等の経費で賄われている場合は、前項の規定にかかわらず対象者とししない。

但し、官公庁の公金の内、対象地域の市町の空港利用助成金等はこの限りでない。

(エントリー)

第4条 対象者は第5条の割引を受けようとするときは、予めエントリーサイトに登録を行い、クーポンを取得しなければならない。

2 エントリーサイトへの登録方法等は別に定める

3 エントリーサイトへの登録期間は、令和7年3月5日から令和7年5月28日までとする。

但し、同盟会は登録人数が1,000人に達した場合、登録期間中であってもこれを終了することができる。

(旅行代金の割引)

第5条 指定旅行会社は第3条第1項第3号の契約を行う際、対象者から前条第1項のクーポンの提示があった場合、次のいずれかの金額を当該契約に係る旅行代金から割り引いた金額を請求するものとする。

- (1) 第3条第2号に係る航空券と滞在地における宿泊等を合わせて手配する募集型企画旅行又は受注型企画旅行若しくは手配旅行 1人につき10,000円
- (2) 対象者自ら第3条第2号に係る航空券を別に購入し、滞在地における宿泊のみを手配す

る募集型企画旅行又は受注型企画旅行若しくは手配旅行 1人につき 5,000 円

(返金)

第 6 条 対象者は、次の各号に該当する場合は、前条の規定により割引された全額の全額を指定旅行会社に返金しなければならない。

- (1) 前条の規定により割引を受けた旅行をキャンセルしたとき
- (2) 前条の規定により割引を受けた旅行に係る航空機に搭乗しなかったとき
但し、欠航等航空会社の都合により搭乗できなかった場合はこの限りではない
- (3) 虚偽により不正にクーポンを取得し割引を受けたとき

(指定旅行会社)

第 7 条 第 3 条第 3 号に規定する指定旅行会社は、次の各号のすべてに該当する旅行事業者のうち、同盟会が適当と認めた事業者とする。

- (1) 本キャンペーンの目的に賛同し、のと里山空港の利用促進に積極的に取り組む意思のある旅行事業者
- (2) 対象地域に事業所を有する旅行事業者

2 指定旅行会社の指定の手続き等、必要な事項については別に定める。

(精算)

第 8 条 旅行会社は第 5 条の規定により割り引いた金額について、別に定める取扱手数料と合わせて同盟会に請求するものとする。

2 同盟会は前項の請求があった場合、30 日以内に旅行会社に対し全額を支払わなければならない。

(同盟会助成金との併用)

第 9 条 同盟会が実施する助成金の内、ファミリー助成金及びハッピーバースデー助成金並びにグループ助成金については、第 5 条の規定により割引を受けた者の申請を妨げない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は同盟会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。